

再雇用職員（事務職員技術職員１級）基本給月額の減額は実施せず

３月１１日、３月２４日に統一要求書に基づく交渉、および給与規則改定等に関する労使協議を行いました。３月１１日の交渉・協議では、前回のくみあいニュースでお知らせしました「教員の定年年齢の引き上げに伴う給与等の改正」「教育研究組織の管理運営体制の改定に伴う教員の管理職手当の改定」について、組合からは特に異存なしとして回答を行いました。

その後、再雇用職員の給与に関する給与改善の交渉を行いました。平行線のままであり、給与規則等の改正に関する協議として、今回の再雇用職員の基本給月額の減額および期末・勤勉手当の支給割合の減額について、組合として反対の意見を表明し、特に基本給月額については強く反対を主張しました。

法人と組合との間で協議を行った結果、法人より「改定案の改定案」が提示されました。最初に提示された改定案では、１級から３級まで全て月額３００円の減額であったところを、「改定の改定案」では、１級は１００円の減額、２級は２００円の減額、３級は３００円の減額とするもので、１級の人への減額幅を抑える案としたいとの提案が出されました。

この提案に対して、その場で回答は行わず持ち帰って検討の上、３月１７日に代議員会を開催して、意見を集約し、３月２４日に再度、法人と交渉・協議をおこないました。その席でも、組合としては、事務職員技術職員１級に対する減額を実施しないよう粘り強く主張しました。その結果、法人より再検討のための休憩が提案され、協議が再開後、「改定案の改定案の改定案」が提示されました。その内容は、下表の通り、事務職員技術職員の１級については、基本給月額の減額を実施せず、２級では１００円の減額、３級および医療職では２００円の減額とするものです。１級の減額が実施されなくなったことより、協議としては、これ以上、争わないものとししました。なお、再雇用職員の給与体系全体については引き続き交渉を行っていきます。

再雇用職員の就業規則改定案

職種	級	現行	改定案		改定案の改定案		改定案の改定案の改定案	
			減額	改定後	減額	改定後	減額	改定後
事務職員 技術職員	１	166,600	△300 円	166,300	△100 円	161,500	—	166,600
	２	171,600		171,300	△200 円	171,400	△100 円	171,500
	３	176,600		176,300	△300 円	176,300	△200 円	176,400
医療職	１	207,500		207,200		207,200		207,300

また、３月２４日の協議では、教員の定年年齢引き上げ後の基本給と退職手当に関して、給与規則の改定が実施された場合の扱いについて細かい確認をおこないました。その結果、「64 歳以降に給与規則等が改正された場合は、改正後の規則に基づいて基本給月額や退職手当が計算される」との回答が得られました。